

東京都公報

発行 東京都

目次

- 東京都宝くじの発売（十九件）……………（財務局主計部公債課）…一
- 特定計量器定期検査の実施（二一件）……………（生活文化局計量検定所検査課）…八
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（環境局環境改善部化学物質対策課）…九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（六件）……………（同）…〇
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………（福祉保健局健康安全部業務課）…六
- 福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課……………
- 知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全部業務課）…九
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一九
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

雑報

告示

○全国自治宝くじの発売（三件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…四

●東京都告示第千二百七十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十六年九月二十六日

東京都知事 舛添 要 一

一 名称	第二千二百六十一回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百萬枚 二億円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成二十六年十月八日から同月二十一日まで
七 抽せん期日	平成二十六年十月二十三日
八 当せん金支払開始期日	平成二十六年十月二十八日
九 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	三千万円 一本
一等の前後賞	百万円 二本
一等の組違い賞	十万円 十九本
二等	百万円 四本
三等	十万円 四十本
四等	一万円 六百本
五等	千円 二万本
六等	百円 二十万本

計 二十二万六百六十六本

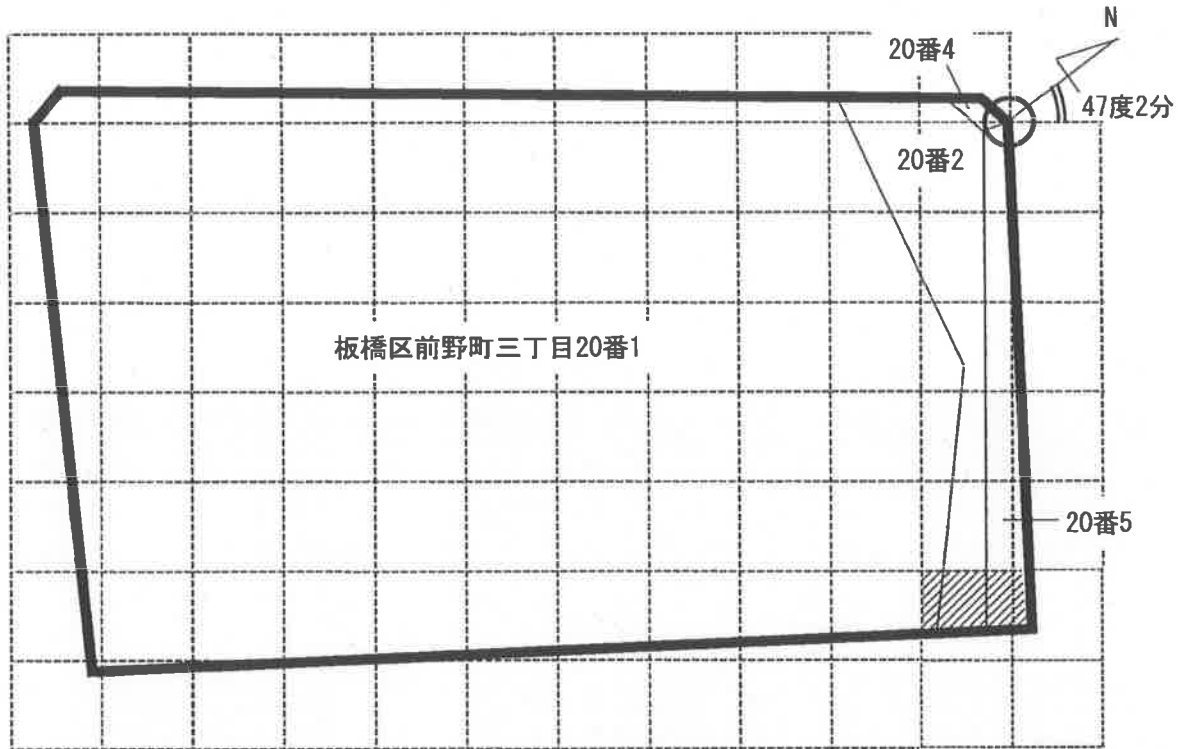
十 注意事項
（一） 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
（二） 証券は、転売できない。

●東京都告示第千二百七十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十六年九月二十六日

東京都知事 舛添 要 一

一 名称	第二千二百六十二回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十萬枚 三億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式（被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等まで及び取賞の当せんが判明する方法）
六 発売期間	平成二十六年十月十五日から同月二十八日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十六年十月十五日
八 当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一等	百万円 十五本
二等	十万円 三十本
三等	三万円 九十九本

別図



【支点】
 支点は、板橋区前野町三丁目20番4の最北端とする。

【格子の回転角度】 47度2分
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

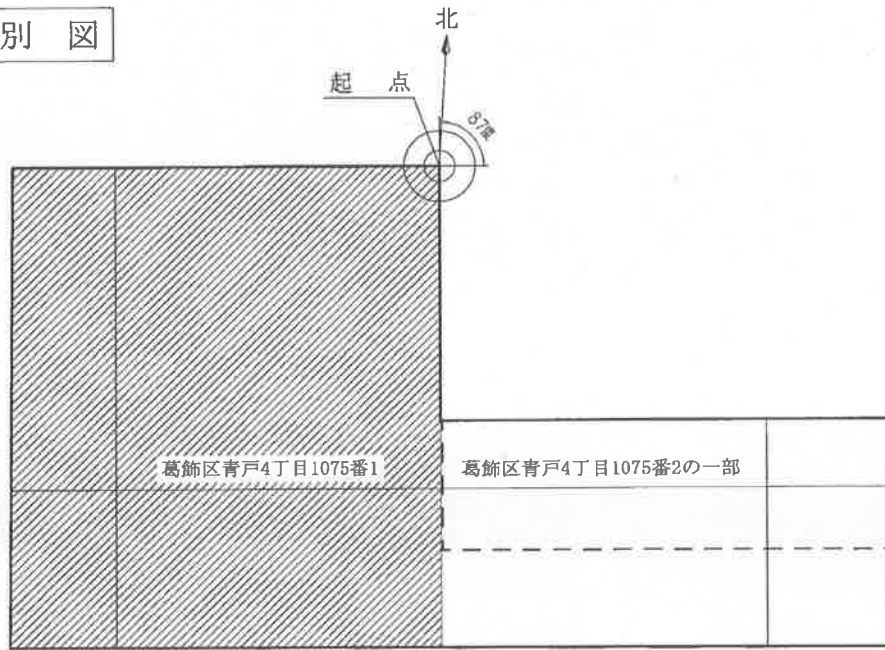
- 敷地境界線
- 単位区画境界線
- 筆境界線
- 指定を解除する区域

●東京都告示第千二百九十五号
 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十六年九月二十六日
 東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区青戸四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

別図



【起 点】
 起点は、葛飾区青戸4丁目1075番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 87度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
 ———— 調査対象地
 - - - 筆境界
 ———— 単位区画
 [斜線] 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千二百九十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（北区赤羽西六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにセレン及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定